

令和3年度

戸 田 競 艇 企 業 団  
モーターボート競走事業会計予算書

議案第2号

令和3年度戸田競艇企業団モーターボート競走事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度戸田競艇企業団モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	年間開催日数	99	日
(2)	1日平均舟券売上金額	377,800	千円
(3)	1日平均入場者数(有料入場者数)	3,300	人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 競走事業収益		41,691,391	千円
第1項 営業収益		41,640,346	千円
第2項 営業外収益		51,044	千円
第3項 特別利益		1	千円

	支	出	
第1款 競走事業費用		39,341,932	千円
第1項 営業費用		39,105,612	千円
第2項 営業外費用		72,211	千円
第3項 特別損失		114,109	千円
第4項 予備費		50,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額931,784千円は、建設改良積立金で補填するものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入		0	千円

支 出

第1款 資本的支出	931,784 千円
第1項 建設改良費	931,784 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	336,172 千円
(2) 交際費	840 千円

令和3年2月15日提出

戸田競艇企業団企業長戸田市長 菅原文仁